

## 条例の制定経緯

滝沢市の住民共有の財産である恵まれた水環境を現在から未来に引き継ぐという理念のもと、市、事業者、市民が力を合わせて水道水源の保全に努めていくため「滝沢市水道水源保護条例」を制定、平成23年4月1日から施行。

## 条例の主な特徴

「水源枯渇防止」と「水質汚濁防止」の2本の柱で水源を保護しようとするもので、「地下水採取規制区域」と「水道水源保護水域」の二種類の区域を指定して、地下水の採取に対する規制と水道水源の水質汚濁防止を図るもの。

河川表流水の水源となる区域は「水道水源保護区域」として設定、また地下水の水源となる区域は「地下水採取規制区域」と「水道水源保護区域」の両方を設定。

「地下水採取規制区域」では一定の規模以上の地下水を採取する者に許可申請と地下水水位の報告が義務付け。

「水道水源保護区域」については、設置される施設が特定施設に該当する場合、設置の届け出や水質検査結果の報告が義務付けられるとともに、市と事業者との間で協定を締結する。

市では、この申請や協定に基づいて調査や指導を行い、指導・勧告に従わない違反者に対しては氏名を公表するなどの措置をとる。

## 「水道水源保護審議会」について

「滝沢市水道水源保護条例」第26条の規定に基づく市長の諮問機関として設置。審議会は水道水源の保護に関し必要な事項を審議する。

## 主な審議事項

「揚水機の基準等の審議」「水質指針値の決定にかかる審議」「特定事業者の追加、解除等の審議」「水道水源保護協定の内容審議」「指導・勧告に従わない場合の公表にかかる審議」など。

## 【報告事項】

### ○水道水源保護区域の変更について

柳沢取水ポンプ場については、令和5年度11月、柳沢取水ポンプ場受変電設備等更新工事が完成し、非常用発電設備の更新が完了しました。

これにより、従来の発電設備では取水ポンプ1台の稼働で非常時の取水量が約500m<sup>3</sup>/日であったものが、取水ポンプ4台の稼働が可能となり、柳沢水源において非常時の取水量が約4,000m<sup>3</sup>/日に向上しています。

岩手山水源の取水量約3,000m<sup>3</sup>/日と合わせることで、柳沢配水系の一日平均配水量約6,000m<sup>3</sup>/日を確認できる見込みとなったことから、柳沢低区浄水場における諸葛川からの取水を停止することが可能となりました。

今後の予定としては、令和6年度内に柳沢低区浄水場内において送水管切替えに係る設計を完了し、滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域変更の告示を行って、諸葛川を水源とする浄水処理を令和6年度末をもって完全に停止する予定となっています。

これらに伴い、水道水源保護区域の変更をしようとするものです。

また、令和6年12月開催予定の第2回滝沢市水道水源保審議会において水道水源保護区域変更に係る案件をお諮りし、ご審議いただく予定としています。